

バロンくんのQ&Aコーナー

バロンくんが皆様からの質問にお答えします

Q:如水法律事務所の福利厚生について、教えてください。

A:如水法律事務所では、従業員の誕生日にお花とお菓子が家に届くようになっているよ(写真左)。所長には届かないんだけどね。



それ以外にも、3か月に1回、所長が来ないランチ会もやっているよ。この前はリッツカールトンのアフタヌーンティーに行ったよ(写真右)。最高だね!

みんなも聞いてみたい質問があったら気軽に聞いてみてね。法律に関する質問でも、法律に関係ない質問でもOKだよ。

<ご質問はこちらから↓
<https://forms.gle/58kRrS6WqKYy9bdK9>

セミナーのご案内

第14回ミニ法務セミナーのご案内

テーマ: 身近な著作権

日時 2024年11月20日(水) 15時~15時30分

URL <https://vivit.video/s/142/fXH22401034>

お申し込みはこちらから↓



次回は、身近な著作権法セミナーを行います。

- 雑誌の記事を社内で回覧するためにはどのように気を付ければよいのか。
- 他社の利用規約を真似しても問題ないのか。
- 外部研修のセミナー資料を修正して社内研修に利用してよいのか。

など、身近に潜む著作権の問題についてお話しします。

☆第15回ミニ法務セミナーのご案内
テーマ: 小口債権の回収セミナー
日時 2024年12月18日(水) 15時~15時30分

弁護士法人如水法律事務所

アソシエイト弁護士 白田晴夏
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル



パートナー弁護士 橋本道成
(福岡県弁護士会所属)
認定IPO実務プロフェッショナル

如水法律事務所機関紙(毎月発行)

Vol
27
2024年11月1日

〈編集・発行〉


 弁護士法人
如水法律事務所
WEBサイトにて
最新情報をお届けしております

フリーランス保護法

〒810-0041 福岡市中央区大名2-6-50福岡大名ガーデンシティ11F
TEL 092-738-8760 FAX 092-303-8560
<https://jwater-group.com/law/>

令和6(2024)年11月に施行されるいわゆるフリーランス保護法について解説します。

フリーランス保護法の目的と適用範囲

フリーランス保護法は正式名称を「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」といいます。

この法律の目的は大きく2つあります。

1つ目は、**取引の適正化**を図るため、発注事業者に対し、フリーランスに業務委託した際の**取引条件の明示等を義務付け**、**報酬の減額や受領拒否などを禁止**すること。2つ目は、**就業環境の整備**を図るため、発注事業者に対し、**フリーランスの育児・介護等に対する配慮やハラスメント行為に係る相談体制の整備等を義務付け**ることです。

では、どういう者が保護の対象になり、どういう者が規制の対象になるのでしょうか。

まず、保護の対象は、**業務を受託する事業者**であって、個人の場合は従業員を使用していない者、法人の場合は代表者以外に役員もおらず、かつ従業員も使用していない法人が対象です。このように、下請法の資本金要件と異なり、要件が直ちに判断できないため、相手方に保護対象に該当するかどうかの確認が必要となります。なお、フリーランス保護法の対象に該当するかどうかの確認は、**発注時点**であり、適用対象外の者が、発注後に保護対象の要件を満たしたとしてもフリーランス保護法は適用されません。一方、規制の対象になる事業者は、**個人の場合は従業員を使用する者、法人の場合は2以上の役員がいる、もしくは従業員を使用している法人**で、簡単にいうと、1人ではなく、**2人以上が関与して行っている事業者**が規制対象です。

これを構図として見てみると

フリーランス保護法で保護される者は
個人であれ法人であれ、1人で事業を行う者

フリーランス保護法で規制されるものは
個人であれ法人であれ、2人以上で事業を行う者

と単純化することができます。

例えば、フードデリバリーサービス運営会社A社と出前の配達員のBさんという関係で見ると、Bさんが1人で事業を遂行しているのであれば、これはフリーランス保護法の対象となります。

フリーランス保護法の内容は、大きく以下の5つです。

- 書面等での契約内容の明示
- 報酬の60日以内の支払い
- 募集情報の的確な表示
- ハラスメント対策
- 解除等の予告です。

以下では、これらの内容、その他の注意点及び違反した場合について説明いたします。

①書面等での契約内容の明示

業務委託時の発注書などに給付の内容、報酬の額、支払い期日、公正取引委員会規則が定めるその他の事項を**業務を発注する時点**で明記しなければなりませんが、電子的方法によることもできます。

しかし、フリーランスから書面の交付を求められた場合には、遅滞なく書面で交付する必要があります。

②報酬の60日以内の支払い

業務委託報酬の支払期日は**当該業務提供日から起算して60日以内**において、かつ、できる限り短い期間内において定めなければならないとされています。そのため、報酬の支払い期日を、業務提供日から起算して60日以内に設定されているのか否かという点について**契約書のひな形等を見直す必要があります**。

例えば、月末締めの翌々月末日払いであれば、3月1日に提供した業務が5月末に支払いとなり、60日以内の支払いにはならないため、**翌々月末日払いを翌月末日払いに変える**などの対応が必要となります。また、受託した業務をフリーランスに**再委託する場合は、支払期日が30日以内**となっていますので、気をつけなければなりません。

③募集情報の的確な表示

インターネット等でフリーランスを募集する際に、正確な募集条件を掲載しなければなりません。

広告などで情報を提供する際、虚偽の表示または誤解を生じさせる表示をしないことはもちろん、一度情報をあげても、それがその時期に合わせた正確かつ最新の内容を反映しているか確認が必要になる点も注意点です。

④ハラスメント対策
フリーランスに対するハラスメント対策のために必要な措置を講じなければならず、また、フリーランスがハラスメントに関する相談を行ったことを理由に不利益な取り扱いをしていいません。

そのため、フリーランスに対するハラスメントが禁止であるということを会社内での周知を徹底したり、フリーランスが会社の従業員からハラスメントを受けた場合の相談窓口を設定するなどの措置を講じることが必要です。

また、委託事業者が、フリーランスに対して長期間にわたって継続的な業務委託を行う場合には、妊娠・出産・育児・介護と両立しつつ業務に従事することができるよう、必要な配慮をしなければなりません。

長期間の業務委託ではない場合にも、同様の配慮をする努力義務を負います。

⑤解除等の予告

一定期間の継続業務委託関係がある者との間の契約を中途解約する場合には、30日前までに解約を予告しなければなりません。

また、委託事業者は、フリーランスから、契約解除の理由の開示を求められた場合には、遅滞なくこれを開示しなければなりません。

次に、上記の他に委託事業者の注意すべき点として、禁止されている事項を列挙して説明します。

- (1)フリーランスの責めに帰すべき事由なく給付の受領を拒絶すること
- (2)フリーランスの責めに帰すべき事由なく報酬を減額すること
- (3)フリーランスの責めに帰すべき事由なく返品を行うこと
- (4)通常相場に比べ著しく低い報酬の額を不当に定めること
- (5)正当な理由がなく自己の指定するものの購入・益務の利用を強制すること
- (6)自己のために金銭・役務その他の経済上の利益を提供されること
- (7)フリーランスの責めに帰すべき事由なく、給付内容を変更させ、またやり直させること

フリーランス保護法の定めに違反した場合、公正取引委員会等から違反行為について助言・指導・報告・聴取・立入検査・勧告・公表・命令がなされ、命令違反及び検査拒否等に対しては、50万円以下の罰金が課される可能性があり、委託事業者が法人の場合には行為者と法人の両方が罰せられます。

また、このような処分がなされると、処分を受けたということで、企業の信頼に関する、いわゆるレピテーションの問題が生じることもありますので、注意が必要です。

下請法との関係

フリーランス保護法と下請法の関係について見てみると、どちらも取引の適正という目的で共通していますが、上で見たように、規制や保護の対象が異なりますし、対象となる取引についても、フリーランス保護法は役務提供委託について自家利用役務が適用されるなど、保護対象の取引の範囲も広範という特徴があります。

フリーランス保護法3条では、取引条件を明示する義務が定められており、下請法3条でも同様の規制があります。

下請法3条では、書面により取引条件を明示する必要があるため、この書面を3条書面と呼んでいますが、下請法の場合、書面を電磁的方法で交付する場合、下請事業者の事前承諾が必要であるのに対し、フリーランス保護法では事前の承諾は不要です(ただし、書面交付を求められたら応じる義務があります。)。

支払期日については、60日以内という期間の設定については共通点が見られますが、フリーランス保護法では、再委託の場合の例外規定として、元委託の支払期日から30日以内という制限がなされています。

また、下請法では遅延利息として年14.6%の規定があるのに対し、フリーランス保護法ではそのような規定はありません。

禁止事項も共通点は多いですが、フリーランス保護法5条の禁止事項は、1か月以上の業務委託に適用されるという違いがあります。また、フリーランス保護法では有償支給原材料等の対価の早期決済および割引困難手形の禁止の規定はありません。なお、下請法とフリーランス保護法は別個の法律ですので、それぞれの要件に該当すると両方が適用される点は注意が必要です。

契約を締結する際の注意点

では実際に、企業が契約を結ぶ場合、どういったことに注意すればいいのか具体的な条項例とともに解説をいたします。

まず、書面で明示しなければならない契約内容として、給付の内容、報酬の額、支払期日等があります。

以下の条項例では、第2条で委託業務について、どのようなことをしてもらうのかを具体的に定めています。

そして、第3条で業務委託料(業務遂行に対していくら報酬を払うのか)、さらに、第4条の支払方法では、いつ支払うのかというところを記載していくこととなっています。また、これらの事項は、公正取引委員会が規則において細かい事項を定めることとなっていますので、この規則の改正があれば、その都度修正が必要となります。

注意事項として、支払いについては、業務提供日から60日以内ということになっており、かつできる限り短い期間内ということですので、支払方法については注意をしてください。

第2条(委託業務)

1. 委託者が受託者に委託する本委託業務は、次の各号に定める業務とし、その具体的な内容は受託者及び受託において別途協議の上、書面又は電磁的方法により定める。
(1) ●●に関する業務
(2) ●●に関する業務
(3) その他前各号に附帯関連する一切の業務
2. 本委託業務の遂行場所は、●●とする。

【再委託の場合】

3. 委託者及び受託者は、以下のとおり、本件業務の委託が、元委託者から委託者が委託を受けた業務(以下「元委託業務」という。)の全部又は一部について再委託するものであることを確認する。
(1)元委託者:●
(2)元委託業務の対価の支払期日:20●●年●●月●●日

第3条(業務委託料)

委託者は、受託者に対し、本委託業務の対価(以下「業務委託料」という。)として、金●●円(消費税別)(第8条第1項に定める成果物の著作権及び同条2項に定める知的財産権の帰属及び移転の対価を含む。)を支払う。

第4条(支払方法)

1. 委託者は、前条に定める業務委託料を、20●●年●●月●●日を支払い期日として、受託者の指定する銀行口座へ振込送金の方法により支払う。なお、振込手数料は、受託者の負担とする。
2. 委託者が前項の業務委託料の支払を怠った場合、委託者は、支払期限の翌日から清算に至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う。

解約の予告については、解約の30日前までにしなければならないので、右の条項例も解約日の30日前までに通知をすることとしています。

第19条(期間内解約)

委託者及び受託者は、解約日の30日前までに書面又は電磁的方法により通知することにより、本契約を中途解約することができる。ただし、解約しようとする当事者は、相手方に対して、その損害を賠償しなければならない。

今回紹介したフリーランス保護新法の内容の概略はこちら!

出典:内閣官房ほか リーフレット



義務項目

① 書面等による取引条件の明示

業務委託をした場合、書面等により、直ちに、次の取引条件を明示すること
「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」「発注事業者・フリーランスの名称」「業務委託をした日」「給付を受領/役務提供を受ける日」「給付を受領/役務提供を受ける場所」「(検査を行う場合)検査完了日」「(現金以外の方法で支払う場合)報酬の支払方法に関する必要事項」

② 報酬支払期日の設定・期日内の支払

発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払うこと。
※再委託の場合は、元委託の支払期日から30日以内

③ 禁止行為

フリーランスに対し、1か月以上の業務委託をした場合、次の7つの行為をしてはならないこと
■受領拒否 ■報酬の減額 ■返品 ■買いたたき ■購入・利用強制
■不当な経済上の利益の提供要請 ■不当な給付内容の変更・やり直し

④ 募集情報の的確表示

広告などにフリーランスの募集に関する情報を掲載する際に、
・虚偽の表示や誤解を与える表示をしてはならないこと
・内容を正確かつ最新のものに保たなければならないこと

⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮

6か月以上の業務委託について、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、フリーランスの申出に応じて必要な配慮をしなければならないこと
(例)
・「子の急病により予定していた作業時間の確保が難しくなったため、納期を短期間繰り下げる」との申出に対し、納期を変更すること
・「介護のために特定の曜日についてはオンラインで就業したい」との申出に対し、一部業務をオンラインに切り替えられるよう調整することなど
※やむを得ず必要な配慮を行うことができない場合には、配慮を行うことができない理由について説明することが必要。

⑥ ハラスメント対策に係る体制整備

フリーランスに対するハラスメント行為に関し、次の措置を講じること
①ハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、方針の周知・啓発、
②相談や苦情に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備、
③ハラスメントへの事後の迅速かつ適切な対応など

⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示

6か月以上の業務委託を中途解除したり、更新しないこととしたりする場合は、
・原則として30日前までに予告しなければならないこと
・予告の日から解除日までにフリーランスから理由の開示の請求があった場合には理由の開示を行わなければならないこと